

議案第 10 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する
規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成 27 年小城市教育委員会規則第 15 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

小城市放課後児童クラブの定員を変更するため、規則の一部を改正する必要がある

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市放課後児童健全育成事業実施規則の一部を改正する 規則

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 桜岡第4放課後児童クラブの項中「30人」を「10人」に改め、同表三里放課後児童クラブの項中「30人」を「20人」に改め、同表三日月第4放課後児童クラブの項中「40人」を「20人」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

小城市放課後児童健全育成事業実施規則（平成27年小城市教育委員会規則第15号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
名称	位置	定数	名称	位置	定数
桜岡第1放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	40人	桜岡第1放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	40人
桜岡第2放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	40人	桜岡第2放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	40人
桜岡第3放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	30人	桜岡第3放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	30人
桜岡第4放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	30人	桜岡第4放課後児童クラブ	小城市小城町166番地	10人
三里放課後児童クラブ	小城市小城町栗原1256番地	30人	三里放課後児童クラブ	小城市小城町栗原1256番地	20人
晴田第1放課後児童クラブ	小城市小城町畑田2099番地	60人	晴田第1放課後児童クラブ	小城市小城町畑田2099番地	60人
晴田第2放課後児童クラブ	小城市小城町畑田2099番地	30人	晴田第2放課後児童クラブ	小城市小城町畑田2099番地	30人
岩松第1放課後児童クラブ	小城市小城町岩蔵1941番地	50人	岩松第1放課後児童クラブ	小城市小城町岩蔵1941番地	50人
岩松第2放課後児童クラブ	小城市小城町岩蔵1941番地	20人	岩松第2放課後児童クラブ	小城市小城町岩蔵1941番地	20人
三日月第1放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1692番地1	70人	三日月第1放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1692番地1	70人
三日月第2放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1683番地	60人	三日月第2放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1683番地	60人
三日月第3放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1680番地	40人	三日月第3放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1680番地	40人
三日月第4放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1680番地	40人	三日月第4放課後児童クラブ	小城市三日月町長神田1680番地	20人

牛津第1放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	40人
牛津第2放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	40人
牛津第3放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	35人
砥川放課後児童クラブ	小城市牛津町上砥川1405番地	60人
芦刈放課後児童クラブ	小城市芦刈町三王崎14番地	60人

牛津第1放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	40人
牛津第2放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	40人
牛津第3放課後児童クラブ	小城市牛津町柿樋瀬922番地	35人
砥川放課後児童クラブ	小城市牛津町上砥川1405番地	60人
芦刈放課後児童クラブ	小城市芦刈町三王崎14番地	60人